

風水害時における市の災害対応体制等の見直しについて

1 趣旨

市では、主に出水期等に発生する台風に備えて、「府中市水防応急対策室運営要領」等を作成し、風水害に対応してまいりましたが、令和元年10月に東京地方に上陸した令和元年東日本台風（以下、「台風19号」といいます。）の際には、市制施行後初となる避難勧告等の避難情報を発令し、市内37か所に避難所を開設し、8,280人の市民が避難する結果となりました。その際、市の災害対応体制等について様々な課題が浮き彫りとなりました。

このことから、今後の風水害に備えて市の災害対応体制等を見直し、適切な運営を実施することで、市民の安全・安心を守るものです。

2 内 容

(1) 風水害時における体制強化（資料2-2）

ア 府中市災害対策本部事前会議の実施

本市では、風水害発生のおそれがある場合に、府中市災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有と状況に応じた避難所開設等の決定を行っておりますが、今後については、風水害における気象庁の会見や、公共交通機関の計画運休等の情報を踏まえた市の対応について協議するため、府中市災害対策本部会議設置前の事前会議を実施します。

イ 職員への連絡体制の見直し

避難所の円滑な運営に当たっては、職員の参集が不可欠であることから、災害対策本部会議（事前会議）の決定事項を職員へメール送信し、早期に情報の伝達を行います。

(2) 避難所（資料2-3）

ア 要配慮者専用避難所の設置

主に、災害時要援護者名簿登録者及び妊産婦等の専用避難所を、6文化センター（武蔵台、片町、中央、新町、紅葉丘、白糸台）、生涯学習センター及びブルミエール府中に設置します。

イ 自動車での避難所の設置

災害時における自動車移動はご遠慮いただいておりますが、台風19号の際は多くの市民が自動車で避難した実状を捉え、また、緊急車両の通行の妨げや移動中に水没する危険性等を回避するため、自動車で避難できる避難所を指定します。該当避難所については、市内北部に位置する8小中学校（府中第六小学校、府中第七小学校、府中第九小学校、武蔵台小学校、新町小学校、府中第一中学校、府中第五中学校、第七中学校）の校庭とします。

ウ 災害時における自主避難所（早期開設避難所）開設

災害時、避難所は避難情報発令時に開設しますが、避難情報発令前でも避難希望者を収容するため、15か所の自主避難所を電車等の計画運休前に開設します。

その後、災害の規模により指定避難所を開設します。

エ ペット同室可の避難所

災害時はペットを連れて避難する方も多く想定されます。ペットの中でも小型犬などは、雨風が強い中、屋外に置いておくと命を落とす危険があることから、避難所となるすべての市立小中学校及び文化センターをペット同室避難が可能な避難所とします。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

ア 避難者の健康状態の確認

避難所への到着時に、受付において非接触型温度計を用いた検温を実施します。

イ 発熱、咳等の症状がある避難者のための専用スペースの確保

発熱、咳等の症状がある避難者は、避難所となる学校の特別教室などを専用の避難スペースとして開放し、收容します。

また、専用の避難スペース内においてもテントを設置し避難者間を区切るとともに、一般の避難者とはトイレ、動線を分けます。

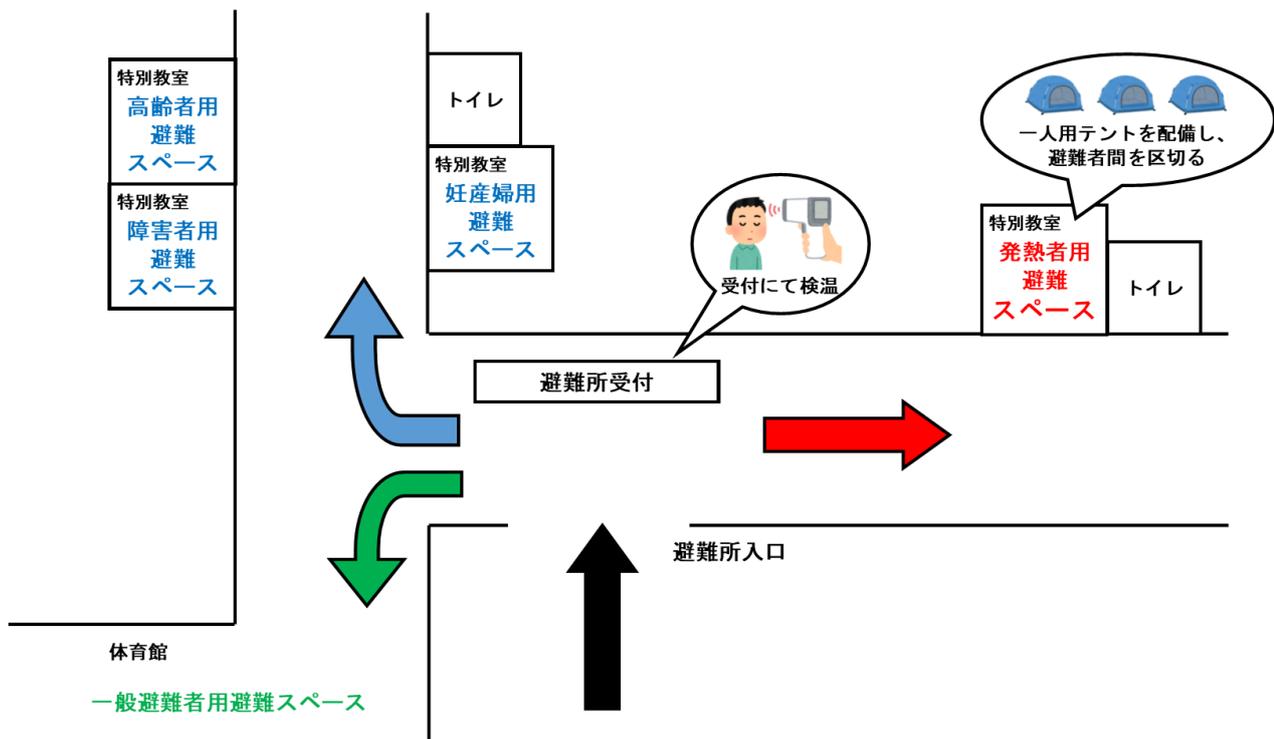
ウ 要配慮者のための専用スペースの確保

感染すると重症化しやすい要配慮者（介護の必要な高齢者や障害者・妊産婦等）が避難所に滞在する場合においても、避難所となる学校の特別教室などを専用の避難スペースとして開放し、收容します。

エ 避難者間のスペースの確保

体育館のような広い空間においても、個人間の距離を十分に保つこととします。

避難所レイアウトイメージ



オ その他避難所での密を防ぐための取組

(7) 可能な限り多くの避難所の開設

災害時協定に基づき民間施設を避難所として開設することより、可能な限り多くの避難所を開設し、避難者の分散避難を促します。また、ホテルの活用等も検討していきます。

(4) 風水害時の縁故避難の周知・啓発

風水害時に避難が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知・啓発します。

(4) 風水害時の車中避難

学校のグラウンドや一部の公園など、車両避難が可能な避難所では、避難者が体育館などの避難所に入らず、車中で過ごすことを許可します。

3 今後の予定

(1) 職員参集訓練 8月下旬

(2) 「自主防災ふちゅう」全戸配布 8月下旬